

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	174 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	172 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	15 件

福岡国民年金 事案 1992

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで
国民年金保険料の納付記録では申立期間の保険料が未納となっている。
国民年金保険料は定期的に納付しており、申立期間の 3 か月の保険料のみが未納となっていることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の昭和 42 年 1 月以降、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、A 市役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿により、国民年金保険料の納付日が判明する昭和 40 年度から 53 年度までの納付記録の大部分は、3 か月ごとに定期的に納付されていることが確認できる上、申立期間の前後の期間を通じて、申立人の住所及びその夫の仕事に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間についても国民年金保険料が納付されたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 9 月から 62 年 3 月までの期間及び 63 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 2 月から 61 年 3 月まで
② 昭和 61 年 9 月から 62 年 3 月まで
③ 昭和 63 年 3 月

私が国民年金の加入年齢の 20 歳になったので、国民年金保険料の納付書が届き、私や母が自宅近くの銀行で保険料を納付していた。社会保険庁（当時）からの記録によれば、申立期間の保険料が未納となっているが、私や母の記憶では申立期間の保険料を納付していないということはありません。

私の父が国民年金に未加入だったことから、母から父のような考えではいけないと言い聞かされてきた。

申立期間以外の私の国民年金保険料の納付実績から見れば分かるように 20 年以上漏れなく保険料を納付しており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 10 月に払い出されており、当該期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能である上、当該期間の前後の期間は国民年金保険料が現年度納付されていること、並びに当該期間は 7 か月及び 1 か月と短期間であることから、申立人は、当該期間の国民年金保険料についても納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人に上記の国民年金手帳記号番号以外の別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見

当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①の国民年金保険料は過年度納付となるが、申立人は、国民年金保険料を納期限から2か月以上遅れて納付したことはないとしていること、及び過年度納付した場合の保険料額等についての申立人の記憶も定かでないことなどから、申立人が申立期間①の国民年金保険料を過年度納付していたとは考え難い。

また、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、日記等）が無く、ほかに申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年9月から62年3月までの期間及び63年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を<申立期間>（別紙一覧表参照）は<標準賞与額>（別紙一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	}	(別紙一覧表参照)
基礎年金番号	:		
生年月日	:		
住所	:		

2 申立内容の要旨

申立期間：別紙一覧表参照

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受けていたので、申立期間に係る標準賞与額の記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した「賞与集計一覧表」（賞与支給明細書の集計表）により、申立人は、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人のすべての申立期間に係る標準賞与額については、事業主が提出した上記賞与集計一覧表において確認できる賞与総支給額及び保険料控除額から、<申立期間>（別紙一覧表参照）は<標準賞与額>（別紙一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除はしたが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答しており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一覧表

事案番号	氏名	性別	基礎年金番号	生年月日	住所	納付記録の訂正が必要な期間	標準賞与額
2109		男		昭和23年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	86万8,000円 74万6,000円 81万8,000円 74万7,000円 80万2,000円 74万2,000円
2110		男		昭和23年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	78万2,000円 67万5,000円 73万1,000円 69万6,000円 75万2,000円 71万2,000円
2111		男		昭和26年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	94万2,000円 78万8,000円 93万4,000円 82万9,000円 92万円 84万4,000円
2112		女		昭和26年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	50万6,000円 43万6,000円 47万8,000円 47万円 51万円 47万1,000円
2113		男		昭和27年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	76万6,000円 60万2,000円 66万円 60万1,000円 67万5,000円 58万8,000円
2114		男		昭和34年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	63万6,000円 65万8,000円 65万4,000円 55万1,000円 67万2,000円 54万4,000円
2115		男		昭和30年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	65万2,000円 56万円 36万7,000円 56万1,000円 63万円 54万9,000円

事案番号	氏名	性別	基礎年金番号	生年月日	住所	納付記録の訂正が必要な期間	標準賞与額
2116		女		昭和23年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	48万9,000円 41万9,000円 45万9,000円 41万8,000円 46万9,000円 44万9,000円
2117		男		昭和37年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	54万2,000円 46万8,000円 51万3,000円 47万2,000円 53万円 46万7,000円
2118		男		昭和37年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	55万3,000円 52万6,000円 60万6,000円 48万3,000円 56万6,000円 52万8,000円
2119		女		昭和27年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	58万6,000円 51万7,000円 54万4,000円 49万8,000円 52万4,000円 51万円
2120		女		昭和30年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	45万7,000円 43万4,000円 43万1,000円 39万6,000円 44万5,000円 42万6,000円
2121		男		昭和36年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	61万8,000円 56万5,000円 61万6,000円 58万4,000円 62万4,000円 61万3,000円
2122		男		昭和41年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	59万2,000円 54万4,000円 54万1,000円 45万9,000円 55万9,000円 45万6,000円

事案番号	氏名	性別	基礎年金番号	生年月日	住所	納付記録の訂正が必要な期間	標準賞与額
2123		女		昭和30年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	37万9,000円 37万5,000円 37万3,000円 34万4,000円 40万1,000円 36万9,000円
2124		男		昭和43年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	37万8,000円 37万4,000円 41万5,000円 38万6,000円 40万9,000円 37万円
2125		男		昭和29年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	75万4,000円 68万1,000円 76万4,000円 68万6,000円 77万円 71万6,000円
2126		女		昭和24年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	48万円 45万4,000円 49万2,000円 41万1,000円 46万1,000円 44万3,000円
2127		女		昭和23年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	40万8,000円 40万3,000円 40万円 36万8,000円 41万4,000円 36万円
2128		女		昭和24年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	47万円 44万4,000円 48万1,000円 40万2,000円 47万2,000円 43万4,000円
2129		女		昭和24年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	28万3,000円 24万9,000円 24万1,000円 22万7,000円 23万5,000円 24万2,000円

事案番号	氏名	性別	基礎年金番号	生年月日	住所	納付記録の訂正が必要な期間	標準賞与額
2130		女		昭和26年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	30万3,000円 20万1,000円 22万9,000円 21万5,000円 22万3,000円 19万7,000円
2131		男		昭和45年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	45万3,000円 39万2,000円 42万9,000円 36万4,000円 38万6,000円 35万円
2132		男		昭和44年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	47万1,000円 42万6,000円 54万1,000円 46万7,000円 50万7,000円 47万4,000円
2133		男		昭和46年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	48万8,000円 43万1,000円 46万7,000円 42万9,000円 48万5,000円 39万8,000円
2134		女		昭和47年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	34万4,000円 36万1,000円 32万4,000円 30万6,000円 33万8,000円 32万円
2135		女		昭和27年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	27万円 27万2,000円 29万9,000円 27万2,000円 27万6,000円 26万6,000円
2136		女		昭和27年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	39万円 36万7,000円 40万2,000円 42万4,000円 44万7,000円 43万5,000円

事案番号	氏名	性別	基礎年金番号	生年月日	住所	納付記録の訂正が必要な期間	標準賞与額
2137		女		昭和28年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	36万円 28万2,000円 35万3,000円 32万5,000円 34万5,000円 34万5,000円
2138		男		昭和42年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	42万4,000円 42万2,000円 46万2,000円 42万5,000円 47万8,000円 42万2,000円
2139		男		昭和24年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	54万3,000円 48万4,000円 53万2,000円 48万7,000円 55万9,000円 55万円
2140		女		昭和36年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	31万8,000円 32万4,000円 35万円 29万1,000円 33万円 32万4,000円
2141		男		昭和49年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	34万7,000円 29万1,000円 36万4,000円 34万1,000円 41万6,000円 36万7,000円
2142		男		昭和45年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	46万5,000円 40万3,000円 44万1,000円 40万9,000円 47万9,000円 40万7,000円
2143		女		昭和27年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	26万8,000円 23万5,000円 26万2,000円 24万1,000円 27万1,000円 26万2,000円

事案番号	氏名	性別	基礎年金番号	生年月日	住所	納付記録の訂正が必要な期間	標準賞与額
2144		男		昭和25年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	51万7,000円 48万4,000円 48万1,000円 44万3,000円 47万1,000円 38万5,000円
2145		女		昭和29年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	30万9,000円 31万4,000円 34万円 27万9,000円 31万6,000円 27万2,000円
2146		女		昭和22年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	30万6,000円 27万4,000円 30万1,000円 24万7,000円 27万8,000円 26万8,000円
2147		男		昭和43年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	42万円 36万1,000円 44万1,000円 40万7,000円 43万8,000円 40万4,000円
2148		男		昭和45年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	41万9,000円 41万6,000円 45万5,000円 42万円 47万2,000円 45万9,000円
2149		男		昭和48年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	43万4,000円 38万2,000円 41万8,000円 38万7,000円 43万5,000円 38万5,000円
2150		男		昭和49年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	42万4,000円 37万円 40万5,000円 37万6,000円 40万4,000円 37万4,000円

事案番号	氏名	性別	基礎年金番号	生年月日	住所	納付記録の訂正が必要な期間	標準賞与額
2151		女		昭和49年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	31万3,000円 27万6,000円 31万1,000円 29万5,000円 30万8,000円 27万5,000円
2152		男		昭和40年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	36万9,000円 38万9,000円 36万4,000円 41万円 46万円 40万8,000円
2153		男		昭和45年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	42万円 41万8,000円 41万6,000円 38万7,000円 47万3,000円 41万7,000円
2154		女		昭和30年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	26万6,000円 26万9,000円 26万2,000円 24万2,000円 25万5,000円 26万2,000円
2155		女		昭和29年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	22万9,000円 23万1,000円 22万5,000円 21万1,000円 23万5,000円 22万6,000円
2156		女		昭和26年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	30万3,000円 27万1,000円 29万7,000円 24万4,000円 27万4,000円 26万4,000円
2157		女		昭和24年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	30万5,000円 23万7,000円 26万4,000円 24万4,000円 25万7,000円 26万5,000円

事案番号	氏名	性別	基礎年金番号	生年月日	住所	納付記録の訂正が必要な期間	標準賞与額
2158		男		昭和45年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	49万7,000円 41万3,000円 45万2,000円 41万7,000円 48万8,000円 41万4,000円
2159		女		昭和44年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	33万5,000円 15万8,000円 43万5,000円 43万3,000円 48万9,000円 48万2,000円
2160		男		昭和47年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	41万円 41万円 44万9,000円 41万4,000円 48万5,000円 41万2,000円
2161		男		昭和47年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	35万7,000円 29万2,000円 35万4,000円 33万4,000円 34万9,000円 31万円
2162		男		昭和50年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	36万2,000円 26万9,000円 39万7,000円 33万7,000円 35万7,000円 32万5,000円
2163		男		昭和50年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	40万5,000円 33万2,000円 40万4,000円 34万5,000円 36万6,000円 37万円
2164		男		昭和45年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	44万5,000円 40万6,000円 48万5,000円 41万円 50万1,000円 45万円

事案番号	氏名	性別	基礎年金番号	生年月日	住所	納付記録の訂正が必要な期間	標準賞与額
2165		男		昭和50年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	42万2,000円 37万2,000円 40万7,000円 37万8,000円 44万2,000円 38万2,000円
2166		男		昭和45年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	35万円 30万7,000円 34万6,000円 32万6,000円 36万1,000円 30万4,000円
2167		女		昭和31年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	31万1,000円 28万円 34万2,000円 31万円 35万5,000円 35万3,000円
2168		女		昭和26年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	30万2,000円 24万2,000円 29万5,000円 24万2,000円 27万2,000円 26万3,000円
2169		女		昭和28年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	30万8,000円 27万6,000円 33万7,000円 27万6,000円 29万6,000円 26万9,000円
2170		男		昭和27年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	63万9,000円 58万1,000円 63万3,000円 58万6,000円 62万7,000円 60万円
2171		男		昭和52年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	35万円 27万9,000円 34万9,000円 32万7,000円 39万9,000円 31万9,000円

事案番号	氏名	性別	基礎年金番号	生年月日	住所	納付記録の訂正が必要な期間	標準賞与額
2172		男		昭和51年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	43万3,000円 36万3,000円 39万7,000円 37万円 43万4,000円 37万1,000円
2173		男		昭和46年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	55万6,000円 51万3,000円 54万1,000円 43万2,000円 50万6,000円 47万3,000円
2174		女		昭和46年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	44万4,000円 38万4,000円 42万2,000円 38万9000円 45万6,000円 42万6,000円
2175		女		昭和25年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	29万4,000円 22万9,000円 28万7,000円 23万5,000円 26万5,000円 25万5,000円
2176		女		昭和30年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	30万円 30万5,000円 32万9,000円 30万円 29万3,000円 26万7,000円
2177		女		昭和34年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	29万9,000円 26万9,000円 29万5,000円 27万1,000円 29万1,000円 37万2,000円
2178		男		昭和28年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	38万2,000円 34万2,000円 41万7,000円 41万2,000円 40万9,000円 37万9,000円

事案番号	氏名	性別	基礎年金番号	生年月日	住所	納付記録の訂正が必要な期間	標準賞与額
2179		女		昭和31年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	30万1,000円 30万6,000円 29万6,000円 27万2,000円 30万9,000円 30万4,000円
2180		女		昭和24年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	25万8,000円 19万3,000円 21万9,000円 20万7,000円 21万4,000円 18万9,000円
2181		男		昭和46年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	43万5,000円 39万7,000円 50万4,000円 40万2,000円 45万1,000円 44万4,000円
2182		男		昭和46年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	45万4,000円 39万3,000円 43万円 39万7,000円 46万5,000円 39万6,000円
2183		男		昭和52年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	41万2,000円 36万円 39万4,000円 36万5,000円 42万9,000円 36万7,000円
2184		女		昭和37年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	26万3,000円 21万4,000円 26万円 24万1,000円 25万9,000円 24万円
2185		女		昭和27年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	26万1,000円 23万3,000円 25万6,000円 23万3,000円 25万円 22万8,000円

事案番号	氏名	性別	基礎年金番号	生年月日	住所	納付記録の訂正が必要な期間	標準賞与額
2186		女		昭和36年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	26万3,000円 23万7,000円 25万9,000円 24万円 27万3,000円 23万9,000円
2187		女		昭和32年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	26万円 23万3,000円 25万6,000円 21万2,000円 23万9,000円 23万1,000円
2188		男		昭和48年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	49万8,000円 44万円 43万7,000円 40万8,000円 49万8,000円 45万円
2189		男		昭和51年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	30万3,000円 27万5,000円 33万5,000円 28万円 30万1,000円 28万円
2190		女		昭和52年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	22万6,000円 20万2,000円 22万5,000円 21万2,000円 23万9,000円 23万4,000円
2191		女		昭和50年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	46万円 36万9,000円 40万4,000円 40万5,000円 43万9,000円 37万7,000円
2192		男		昭和40年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	26万7,000円 27万2,000円 33万2,000円 32万1,000円 39万1,000円 31万4,000円

事案番号	氏名	性別	基礎年金番号	生年月日	住所	納付記録の訂正が必要な期間	標準賞与額
2193		男		昭和50年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	30万円 27万2,000円 33万2,000円 27万7,000円 29万7,000円 27万7,000円
2194		女		昭和37年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	24万9,000円 22万6,000円 24万7,000円 22万9,000円 24万5,000円 22万8,000円
2195		男		昭和46年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	47万円 44万2,000円 50万9,000円 47万6,000円 52万円 45万4,000円
2196		女		昭和53年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	38万5,000円 31万4,000円 34万8,000円 35万5,000円 38万2,000円 35万5,000円
2197		女		昭和35年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	24万5,000円 19万3,000円 24万4,000円 20万3,000円 22万9,000円 22万1,000円
2198		女		昭和33年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	24万5,000円 22万3,000円 24万4,000円 24万7,000円 24万1,000円 22万3,000円
2199		男		昭和51年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	40万3,000円 36万9,000円 40万7,000円 41万円 44万4,000円 38万2,000円

事案番号	氏名	性別	基礎年金番号	生年月日	住所	納付記録の訂正が必要な期間	標準賞与額
2200		男		昭和51年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	40万5,000円 37万2,000円 40万8,000円 37万9,000円 44万4,000円 38万円
2201		女		昭和24年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	21万8,000円 19万2,000円 24万2,000円 19万8,000円 20万9,000円 18万8,000円
2202		男		昭和52年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	44万6,000円 37万3,000円 40万8,000円 37万9,000円 48万1,000円 45万8,000円
2203		女		昭和52年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	24万2,000円 22万2,000円 27万円 22万7,000円 25万7,000円 25万6,000円
2204		女		昭和51年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	24万2,000円 22万2,000円 27万円 22万7,000円 25万7,000円 25万6,000円
2205		女		昭和56年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	21万2,000円 18万9,000円 21万1,000円 19万8,000円 22万3,000円 21万9,000円
2206		男		昭和52年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	43万6,000円 40万2,000円 40万円 37万3,000円 43万7,000円 41万1,000円

事案番号	氏名	性別	基礎年金番号	生年月日	住所	納付記録の訂正が必要な期間	標準賞与額
2207		男		昭和53年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	45万円 40万2,000円 49万1,000円 43万4,000円 43万8,000円 41万6,000円
2208		男		昭和57年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	37万3,000円 29万2,000円 35万6,000円 30万3,000円 32万1,000円 29万3,000円
2209		男		昭和57年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	37万3,000円 32万5,000円 35万6,000円 33万円 37万円 33万円
2210		女		昭和33年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	21万4,000円 19万1,000円 21万2,000円 19万8,000円 20万9,000円 21万6,000円
2211		女		昭和53年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	23万8,000円 19万5,000円 23万8,000円 24万5,000円 26万6,000円 25万5,000円
2212		女		昭和29年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	18万4,000円 21万3,000円 23万3,000円 21万2,000円 21万6,000円 20万8,000円
2213		女		昭和33年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	23万7,000円 21万4,000円 23万4,000円 21万6,000円 23万2,000円 21万4,000円

事案番号	氏名	性別	基礎年金番号	生年月日	住所	納付記録の訂正が必要な期間	標準賞与額
2214		男		昭和54年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	24万6,000円 22万5,000円 27万3,000円 22万9,000円 24万5,000円 23万円
2215		女		昭和32年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	18万円 20万9,000円 22万9,000円 21万1,000円 22万7,000円 20万9,000円
2216		男		昭和53年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	35万5,000円 26万4,000円 35万3,000円 36万円 35万1,000円 35万7,000円
2217		男		昭和58年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	35万1,000円 32万円 31万9,000円 29万9,000円 36万5,000円 29万2,000円
2218		男		昭和59年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	38万5,000円 32万2,000円 38万4,000円 32万7,000円 36万8,000円 32万8,000円
2219		女		昭和33年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	20万6,000円 18万3,000円 20万3,000円 19万円 21万4,000円 20万7,000円
2220		女		昭和47年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	23万5,000円 21万5,000円 23万5,000円 26万2,000円 26万1,000円 27万7,000円

事案番号	氏名	性別	基礎年金番号	生年月日	住所	納付記録の訂正が必要な期間	標準賞与額
2221		男		昭和27年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	17万8,000円 15万3,000円 22万6,000円 18万4,000円 19万5,000円 17万5,000円
2222		男		昭和59年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	36万4,000円 31万8,000円 34万8,000円 32万3,000円 36万2,000円 32万3,000円
2223		男		昭和57年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	38万1,000円 31万1,000円 34万5,000円 35万1,000円 39万5,000円 35万1,000円
2224		男		昭和56年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	38万1,000円 34万6,000円 41万4,000円 35万2,000円 43万円 35万4,000円
2225		男		昭和22年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日	39万4,000円 34万3,000円 25万7,000円 39万4,000円 41万8,000円
2226		男		昭和22年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日	73万4,000円 64万円 71万4,000円 65万3,000円 71万5,000円

事案番号	氏名	性別	基礎年金番号	生年月日	住所	納付記録の訂正が必要な期間	標準賞与額
2227		男		昭和55年生		平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	8万9,000円 37万1,000円 34万5,000円 37万円 34万5,000円
2228		男		昭和56年生		平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	8万9,000円 37万1,000円 34万5,000円 37万円 34万5,000円
2229		女		昭和49年生		平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	12万4,000円 31万2,000円 29万7,000円 34万5,000円 34万8,000円
2230		女		昭和21年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日	45万円 40万2,000円 44万1,000円 43万4,000円
2231		女		昭和21年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日	36万2,000円 45万1,000円 48万8,000円 44万1,000円
2232		男		昭和21年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日 平成18年7月21日	91万9,000円 76万円 87万2,000円 76万円
2233		男		昭和21年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日	84万3,000円 72万8,000円 82万6,000円
2234		男		昭和21年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日	71万4,000円 72万3,000円 77万9,000円
2235		男		昭和37年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日 平成17年12月20日	49万8,000円 35万8,000円 44万8,000円
2236		女		昭和55年生		平成18年7月21日 平成18年12月18日 平成19年7月20日	32万円 37万4,000円 35万4,000円
2237		男		昭和50年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日	32万3,000円 30万2,000円

事案番号	氏名	性別	基礎年金番号	生年月日	住所	納付記録の訂正が必要な期間	標準賞与額
2238		女		昭和50年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日	34万5,000円 21万8,000円
2239		女		昭和52年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日	34万4,000円 30万8,000円
2240		男		昭和48年生		平成16年12月20日 平成17年7月20日	21万8,000円 17万5,000円
2241		女		昭和55年生		平成18年12月18日 平成19年7月20日	12万7,000円 34万1,000円
2242		女		昭和20年生		平成16年12月20日	33万1,000円
2243		女		昭和28年生		平成16年12月20日	36万9,000円
2244		女		昭和22年生		平成16年12月20日	22万8,000円
2245		男		昭和38年生		平成16年12月20日	42万8,000円
2246		女		昭和47年生		平成16年12月20日	42万2,000円
2247		女		昭和22年生		平成16年12月20日	26万8,000円
2248		女		昭和23年生		平成16年12月20日	23万6,000円
2249		女		昭和26年生		平成16年12月20日	35万2,000円
2250		女		昭和20年生		平成16年12月20日	26万4,000円
2251		女		昭和22年生		平成16年12月20日	25万8,000円
2252		女		昭和25年生		平成16年12月20日	25万円
2253		男		昭和47年生		平成16年12月20日	38万8,000円
2254		男		昭和47年生		平成16年12月20日	20万9,000円
2255		女		昭和34年生		平成16年12月20日	22万5,000円
2256		男		昭和51年生		平成16年12月20日	23万1,000円
2257		男		昭和51年生		平成16年12月20日	24万7,000円
2258		男		昭和55年生		平成16年12月20日	39万1,000円
2259		男		昭和58年生		平成16年12月20日	32万円
2260		男		昭和59年生		平成16年12月20日	31万9,000円
2261		女		昭和55年生		平成16年12月20日	21万5,000円
2262		女		昭和54年生		平成16年12月20日	35万3,000円
2263		男		昭和52年生		平成17年7月20日	9万1,000円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び⑥の期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月20日は36万1,000円、17年7月20日は36万1,000円及び19年7月20日は14万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日
② 平成17年7月20日
③ 平成17年12月20日
④ 平成18年7月21日
⑤ 平成18年12月18日
⑥ 平成19年7月20日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受けていたので、申立期間に係る標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した「賞与集計一覧表」（賞与支給明細書の集計表）により、申立人は、申立期間のうち、平成16年12月20日、17年7月20日及び19年7月20日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除

していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、申立人の平成 16 年 12 月 20 日、17 年 7 月 20 日及び 19 年 7 月 20 日に係る標準賞与額については、事業主が提出した上記賞与集計一覧表において確認できる賞与総支給額及び保険料控除額から、16 年 12 月 20 日は 36 万 1,000 円、17 年 7 月 20 日は 36 万 1,000 円及び 19 年 7 月 20 日は 14 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、「当該期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除はしたが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答しており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 17 年 12 月 20 日、18 年 7 月 21 日及び同年 12 月 18 日に係る賞与額については、上記賞与集計一覧表により、当該賞与額に相当する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが認められる。

このことについて、A社は、「賞与集計一覧表と当社で保管する賃金台帳の記載内容には相違が無く、当該期間に係る保険料控除はされていない。」と回答している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間③から⑥までの期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月20日は11万4,000円、18年7月21日は21万5,000円、同年12月18日は24万2,000円、及び19年7月20日は23万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日
② 平成17年7月20日
③ 平成17年12月20日
④ 平成18年7月21日
⑤ 平成18年12月18日
⑥ 平成19年7月20日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受けていたので、申立期間に係る標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した「賞与集計一覧表」（賞与支給明細書の集計表）により、申立人は、申立期間のうち、平成17年12月20日、18年7月21日、同年12月18日及び19年7月20日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定

し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、申立人の平成 17 年 12 月 20 日、18 年 7 月 21 日、同年 12 月 18 日及び 19 年 7 月 20 日に係る標準賞与額については、事業主が提出した上記賞与集計一覧表において確認できる賞与総支給額及び保険料控除額から、17 年 12 月 20 日は 11 万 4,000 円、18 年 7 月 21 日は 21 万 5,000 円、同年 12 月 18 日は 24 万 2,000 円及び 19 年 7 月 20 日は 23 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、「当該期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除はしたが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答しており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 16 年 12 月 20 日及び 17 年 7 月 20 日に係る賞与額については、上記賞与集計一覧表により、当該賞与額に相当する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが認められる。

このことについて、A社は、「賞与集計一覧表と当社で保管する賃金台帳の記載内容には相違が無く、当該期間に係る保険料控除はされていない。」と回答している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②及び③の期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成18年12月18日は36万7,000円及び19年7月20日は34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月21日
② 平成18年12月18日
③ 平成19年7月20日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受けていたので、申立期間に係る標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した「賞与集計一覧表」（賞与支給明細書の集計表）により、申立人は、申立期間のうち、平成18年12月18日及び19年7月20日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、申立人の平成18年12月18日及び19年7

月 20 日に係る標準賞与額については、事業主が提出した上記賞与集計一覧表において確認できる賞与総支給額及び保険料控除額から、18 年 12 月 18 日は 36 万 7,000 円及び 19 年 7 月 20 日は 34 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、「当該期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除はしたが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答しており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 18 年 7 月 21 日に係る賞与額については、上記賞与集計一覧表により、当該賞与額に相当する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが認められる。

このことについて、A社は、「賞与集計一覧表と当社で保管する賃金台帳の記載内容には相違が無く、当該期間に係る保険料控除はされていない。」と回答している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②及び③の期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成18年12月18日は36万7,000円、19年7月20日は34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月21日
② 平成18年12月18日
③ 平成19年7月20日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受けていたので、申立期間に係る標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した「賞与集計一覧表」（賞与支給明細書の集計表）により、申立人は、申立期間のうち、平成18年12月18日及び19年7月20日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、申立人の平成18年12月18日及び19年7

月 20 日に係る標準賞与額については、事業主が提出した上記賞与集計一覧表において確認できる賞与総支給額及び保険料控除額から、18 年 12 月 18 日は 36 万 7,000 円及び 19 年 7 月 20 日は 34 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は、「当該期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除はしたが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答しており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 18 年 7 月 21 日に係る賞与額については、上記賞与集計一覧表により、当該賞与額に相当する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが認められる。

このことについて、A 社は、「賞与集計一覧表と当社で保管する賃金台帳の記載内容には相違が無く、当該期間に係る保険料控除はされていない。」と回答している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②及び③の期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成18年12月18日は36万7,000円及び19年7月20日は34万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月21日
② 平成18年12月18日
③ 平成19年7月20日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受けていたので、申立期間に係る標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した「賞与集計一覧表」（賞与支給明細書の集計表）により、申立人は、申立期間のうち、平成18年12月18日及び19年7月20日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、申立人の平成18年12月18日及び19年7

月 20 日に係る標準賞与額については、事業主が提出した上記賞与集計一覧表において確認できる賞与総支給額及び保険料控除額から、18 年 12 月 18 日は 36 万 7,000 円及び 19 年 7 月 20 日は 34 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、「当該期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除はしたが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答しており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 18 年 7 月 21 日に係る賞与額については、上記賞与集計一覧表により、当該賞与額に相当する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが認められる。

このことについて、A社は、「賞与集計一覧表と当社で保管する賃金台帳の記載内容には相違が無く、当該期間に係る保険料控除はされていない。」と回答している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 2 日から 42 年 7 月 1 日まで
② 昭和 43 年 2 月 1 日から 45 年 9 月 1 日まで

昭和 39 年 3 月に A 社 B 出張所に入社し、45 年 8 月末で退職するまで同社に継続して勤務していた。

当初、60 歳到達時に確認した A 社 B 出張所での厚生年金保険被保険者期間が事実と相違していたこと、及び同社で厚生年金保険加入が確認できる期間（申立期間①）が脱退手当金支給済み記録となっていることについて年金記録確認の申立てを行うつもりであった。

その後、社会保険事務所（当時）から、新たに厚生年金保険被保険者記録が判明したとの連絡があり、提示された記録では、昭和 42 年 6 月末で A 社 B 出張所を退職し、43 年 2 月から C 社に勤務したようになっており、この期間（申立期間②）についても脱退手当金の支給記録があるとのことであり、社会保険事務所に詳しい説明を何度も求めたが、全く応じてもらえなかった。

在職中、A 社 B 出張所と同一の建物の中に C 社の事務所があったことは知っていたが、退職するまで A 社 B 出張所の仕事のみに従事しており、社名が変わることや従業員の処遇等の説明は一切受けておらず、どちらの会社でも退職金はもらっていない。

申立期間について継続して勤務したことを供述してくれる同僚もおり、毎年、秋に A 社 B 出張所全員で行った社内旅行の写真もある。

申立期間についての脱退手当金受給については、全く身に憶えが無く、申立期間の脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険被保険者として記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より以前の3回の被保険者期間については、いずれも脱退手当金の計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が申立期間の脱退手当金についてのみを請求し、当該3回の被保険者期間のすべての脱退手当金について請求を失念するとは考え難い。

- 2 申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日前後の昭和41年から45年までの間に資格を喪失している者で、脱退手当金の受給資格がある被保険者15人のうち支給記録が確認できる者は、申立人を含め二人のみであることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したものとは考え難い。
また、雇用保険被保険者記録により、当該期間に係る脱退手当金の支給決定日（昭和42年10月19日）において、申立人は既にC社に係る雇用保険に加入していることが確認でき、A社に係る雇用保険被保険者資格の喪失日からC社に係る雇用保険被保険者資格取得日までの期間が1か月と短期間であることが確認できるところ、申立人は一貫して、昭和39年3月にA社B出張所に入社し、45年8月末に退職するまで同社に継続して勤務していた旨を主張しており、申立人が所持する写真及び同僚の供述からも、申立人が同社に継続して勤務していることが推認されることから、申立人が当時、脱退手当金を請求する意思を有していたものとは考え難い。

- 3 申立期間②については、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、脱退手当金の支給記録がある被保険者は申立人のみであり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したものとは考え難い。
また、申立人は、A社C出張所に勤務していたとしており、事業所名の異なるC社に係る脱退手当金を、申立人自ら請求したとは考え難い。

- 4 これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和43年7月1日に、資格喪失日に係る記録を同年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月1日から同年9月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社C支店に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答であった。

昭和43年4月1日にA社に入社し、研修を受けた後、同年7月1日に同社C支店に配属され、52年1月に同社D支店へ異動するまでの期間において、約9年間同社C支店で勤務した。

給与から控除された厚生年金保険料の控除額等は記憶していないが、入社してから平成16年2月に退職するまでの期間において、同社に継続して勤務しており、その間、退職及び休職はしておらず、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した社内経歴簿及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和43年7月1日にA社本店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、適用事業所名簿から、A社C支店は昭和43年9月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、A社C支店

及びA社本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同日において厚生年金保険被保険者の資格を喪失した者は、同日付けでA社本店において厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、厚生年金保険の被保険者記録は継続していることが確認できる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年9月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が申立てどおりに昭和43年7月1日を資格取得日と届け出るとともに、同年9月1日を資格喪失日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がいずれの機会においてもこれを記録しなかったとは考え難いことから、事業主は社会保険事務所に当該資格の取得及び喪失に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月及び同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成18年11月から19年8月までは24万円、同年9月から同年11月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成18年7月28日は37万1,000円及び同年12月18日は41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年11月1日から19年12月1日まで
② 平成18年7月28日
③ 平成18年12月18日

A社に勤務していたが、平成18年11月分の給与から厚生年金保険料の控除額が引き上げられているにもかかわらず、申立期間①の標準報酬月額に変更が無いままとなっている。

また、平成18年7月及び同年12月分の賞与（申立期間②及び③）についても賞与から厚生年金保険料を控除されているのに両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間①の標準報酬月額に係る厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、申立期間②及び③の標準賞与額に係る記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の標準報酬月額、申立期間②及び③の標準賞与額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額又は標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに見合う標準報酬月額又は標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額又は標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が所持する平成18年11月分、19年2月から同年7月までの分、同年10月及び同年11月分の給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、18年11月から19年8月までは24万円、同年9月から同年11月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず不明であるが、事業主が申立てどおりに申立人の月額変更届を提出したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）が随時改定及び定時決定の2回にわたる標準報酬月額をいずれも誤って記録するとは考え難いことから、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は申立期間①に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②及び③の標準賞与額については、申立人が所持する平成18年7月28日及び同年12月18日の給与明細書において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、18年7月28日は37万1,000円及び同年12月18日は41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず不明であるが、事業主が申立期間②及び③について申立てどおりに申立人の賞与支払の届出を行ったにもかかわらず、社会保険事務所が2回にわたる標準賞与額をいずれも記録しなかったとは考え難いことから、事業主は当該賞与支払の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を72万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 18 日

平成 19 年 7 月 18 日に A 社から支給された賞与から厚生年金保険料は控除されているが、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できない。

賞与から厚生年金保険料は控除されているので、申立期間の標準賞与額に係る記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社から交付された賞与届出未了確認書及び申立人が所持する平成 19 年 7 月 18 日分の賞与支給明細書により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（72 万 4,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所が申立人に交付した賞与届出未了確認書により、申立事業所が賞与支払届を申立期間当時、社会保険事務所（当時）に提出していなかったことが確認でき、また、その結果、社会保険事務所は当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和50年8月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月21日から同年8月6日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無かった。

A社における国内での統括部門である同社C事業部並びにD厚生年金基金（現在は、E企業年金基金）が発行した在職証明書及び加入証明書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した職歴証明書及び職務情報、E企業年金基金が提出した加入証明書、雇用保険の被保険者記録並びに事業主の回答から判断すると、申立人は、昭和49年3月21日にA社に入社し、平成20年9月30日に退職するまでの間、同社に継続して勤務し（昭和58年8月6日にA社B工場から同社F営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年7月のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は「申立期間当時の関連資料を保存しておらず、不明である。」と

回答しているが、E企業年金基金は「企業年金基金及び厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失届は複写式の様式により行っていた。当初、申立人に係るA社B工場における企業年金基金加入員資格の喪失日が昭和50年7月21日として届出が行われていたが、当基金において、申立人の異動先であるA社F営業所における企業年金基金加入員資格の取得日である同年8月6日に訂正した。」と回答していることから判断すると、事業主は申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和50年7月21日として社会保険事務所に届けていると認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和62年10月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月13日から63年4月1日まで

昭和62年10月13日からA社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。私が所持している賃金台帳の写しには、厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が所持するA社における社員カードの写し及び同社が発行した在職証明書から判断すると、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A社において、当時、給与計算事務を担当していた従業員は、「本採用となった月の分の給与から、厚生年金保険料を控除していた。」と供述しており、オンライン記録から申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が「試用期間は無く、入社と同時に厚生年金保険に加入していた。」と供述しているところ、申立人が所持する賃金台帳の写しには、申立人と同僚一人の賃金明細が記載されており、当該同僚が入社したと供述する月の分の給与から厚生年金保険料が控除されている上、別の同僚についても、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得日とそれぞれが供述する入社時期とが一致していることが確認できることから判断すると、当時、A社においては、従業員について入社と同時に厚生年

金保険に加入させていた状況がうかがえる。

さらに、申立人が所持する昭和 63 年 1 月分から同年 12 月分までの期間に係る賃金台帳の写しから判断すると、当時、申立事業所においては翌月控除方式により給与から厚生年金保険料を控除していたことが推認できるところ、同年 1 月分から同年 4 月分までの期間に係る賃金台帳の写しから、申立期間のうち、62 年 12 月から 63 年 3 月分までの期間に係る厚生年金保険料が、給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 63 年 1 月分から同年 4 月分までの期間に係る賃金台帳の写しに記載されている厚生年金保険料の控除額から判断すると、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「保険料を納付していない。」と回答している上、申立人が所持する当該事業所に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写しに記載されている申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日及び厚生年金基金加入員証に記載されている厚生年金基金加入員資格取得日がオンライン記録における厚生年金保険被保険者資格の取得日である昭和 63 年 4 月 1 日であることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人の 62 年 10 月 13 日から 63 年 4 月 1 日までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和42年1月21日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月21日から同年2月1日まで

A社本店から同社C支店に異動した時期の厚生年金保険の被保険者記録が無い。A社に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録並びにB社が保管する申立人に係る人事記録（社員情報参考画面）及び同社の回答書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和42年1月21日にA社本店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和42年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が保管されておらず不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和30年7月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月14日から同年8月1日まで

A社C支店から同社B支店に異動した時期の厚生年金保険被保険者記録が無い。A社に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録並びにA社が申立人の在職証明書として発行した「健康保険厚生年金保険加入期間証明書」及び同社の回答書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（A社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は「異動日が特定できる資料は保存していないが、仮に異動日が昭和30年8月1日であるとした場合、同日より半月程前である同年7月14日付けで当社C支店が厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出するとは考え難いことから、申立人の異動日は同日であると思われる。」と回答している上、申立人が名前を挙げた同僚が「申立人は昭和30年7月中旬にA社C支店から同社B支店に異動した。申立人の同社C支店に勤務していた期間がきわめて短期間であったため記憶に残っている。」と供述していることから判断すると、昭和30年7月14日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における

昭和 30 年 8 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立期間に係る厚生年金保険料について納付した。」と回答しているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、A社C支店）における資格取得日に係る記録を昭和48年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月1日から同年6月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答があった。私は、昭和44年4月から現在までの期間においてA社で継続して勤務しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が提出した人事個人票、同社本社が保管する社会保険被保険者台帳及びD国民健康保険組合の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和48年5月1日にA社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同社B支店における昭和48年6月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としているが、A社C支店が保管する社会保険被保険者台帳では、同社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和48年6月1日と記載されていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額（16万円）であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成15年2月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和49年生
住所：

- 2 申立内容の要旨

申立期間：①平成14年8月1日から15年1月29日まで
②平成15年1月29日から同年2月1日まで

申立期間①について、A社における標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているため、標準報酬月額を訂正してほしい。

申立期間②について、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成15年1月29日と記録されているが、同日以降も継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたため、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内で

あることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①における標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書から、申立事業所においては翌月控除方式により給与から厚生年金保険料の控除が行われていたと推認されることから、申立人の平成14年9月から15年1月分までの期間に係る給与支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から判断すると、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主にも照会できないため不明であるが、給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録に基づく標準報酬月額が、平成14年8月から同年12月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから判断すると、事業主は、給与支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録並びに申立人が提出した平成12年3月、同年4月及び同年6月から15年6月までの期間に係る給与支払明細書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人が提出した平成15年2月分の給与支払明細書の記録から、16万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、平成15年1月19日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているが、申立人の同僚の供述によれば、申立事業所は申立期間②において5人以上の従業員を雇用しており、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間②において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 23 年 6 月 1 日に厚生年金保険第 3 種被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る厚生年金保険第 3 種被保険者の資格喪失日は、27 年 12 月 10 日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険第 3 種被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 3 月から 27 年 12 月 10 日まで

A 社 B 炭鉱に坑内作業員として勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立事業所の社宅で次男及び三男が出生しており、申立事業所が閉鎖されるまでの期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 炭鉱の所在地を管轄していた社会保険事務所は全焼し、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は確認できないところ、当時の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の事業所名称欄に、A 社 B 炭鉱と記載されている厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、申立事業所は、当時、厚生年金保険の適用事業所であったものと推認できる。

また、オンライン記録から、A 社 B 炭鉱において昭和 23 年 6 月 1 日から 25 年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険の第 3 種被保険者記録が確認できる同僚は、「私は、申立人と同じ坑内作業員として、申立人と同日に申立事業所に入社し、社宅も一緒だったが、申立人は、私が退職するときにはまだ勤務していた。」と供述している上、申立人の戸籍から確認できる申立人の次男（昭

和 24 年*月生) 及び三男 (昭和 26 年*月生) の出生地が、申立事業所の社宅所在地と一致していることから判断すると、申立人が申立事業所に勤務していたことが認められる。

さらに、申立人は、「A 社 B 炭鉱が閉鎖されるまでの期間において勤務していたが、当時、C 社 D 炭鉱が従業員を募集しており、社宅にもすぐ入居できるという条件だったので、昭和 27 年 12 月下旬から C 社 D 炭鉱に勤務することになった。」と供述しているところ、申立事業所で坑内作業員として勤務し、オンライン記録から、昭和 24 年 1 月 18 日から 27 年 7 月 31 日までの期間に係る厚生年金保険の第 3 種被保険者記録が確認できる同僚は、「坑内作業員は退職するまでの期間において厚生年金保険に加入していた。」と供述しており、さらに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、申立事業所で厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる従業員のうち、厚生年金保険被保険者の資格を最も遅く喪失している者の喪失日は同年 12 月 10 日であることが確認できることから判断すると、申立人は、申立期間のうち、23 年 6 月 1 日から 27 年 12 月 10 日までの期間は申立事業所において坑内作業員として勤務し、当該期間における厚生年金保険の第 3 種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の焼失、事業主の届出漏れ、保険者による厚生年金保険被保険者記号番号払出簿への記入漏れ等の可能性が考えられるが、火災による被災から半世紀も経た今日において、保険者において当該被保険者名簿等の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主に、その原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らに、これによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が当該期間当時勤務していた事実及び事業主による厚生年金保険料の控除の事実が推認できること、申立人に係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に社会保険事務所において正しく記録されていない、又は、焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和 23 年 6 月 1 日に厚生年金保険第 3 種被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立事業所における厚生年金保険第 3 種被保険者資格の喪失日は 27 年 12 月 10 日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律 (昭和 44 年法律第 78 号) 附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、厚

生年金保険被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

一方、申立期間のうち、昭和 23 年 3 月から同年 6 月 1 日までの期間については、「申立人と同日に申立事業所に入社した。」と供述している前述の同僚が、オンライン記録から、A社B炭鉱において同年 6 月 1 日に厚生年金保険第 3 種被保険者の資格を取得していることが確認できる上、「昭和 23 年 12 月から勤務した。」と供述している別の同僚が、オンライン記録から、A社B炭鉱において 24 年 1 月 18 日に厚生年金保険第 3 種被保険者の資格を取得していることが確認できることから判断すると、当時、申立事業所においては、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、A社B炭鉱を管轄する社会保険事務所では、火災に被災し、その後、当時厚生年金保険の適用事業所に該当していた事業所について、事業所記号番号払出簿の復元により記録した可能性が高いと考えられるところ、A社B炭鉱が適用事業所名簿に記載されていないことから判断すると、申立事業所は、当時既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていた可能性がうかがえ、当時の事業主は所在不明であることから、申立てに係る事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の第 3 種被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から保険料を控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和32年1月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月20日から33年7月1日まで

A社C支店から同社本社（実際の勤務地は、A社D営業所）に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が提出した給与内訳表及び昭和32年分源泉徴収票、並びにB社が提出した従業員名簿から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和32年1月20日にA社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した昭和32年8月から33年4月、同年6月及び同年7月分の給与内訳表の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主による資格取得届、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定など、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いこと、また、B社が保管している社会保険被保険者台帳に記録されている資格取得日がオンライン記録と一致していることから、事業主が昭和33年7月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る32年1月から33年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡国民年金 事案 1994

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から57年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から57年5月まで

昭和48年*月に結婚し、父の勧めもあり、同年3月ごろにA市B区役所において国民年金に加入し、保険料を納付してきた。後に、同市B区及び同市C区に転居したが、保険料は区役所から送付された納付書で区役所や金融機関において納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和48年3月ごろにA市B区役所において、国民年金に加入し、保険料を納付した。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出されていたことを示す形跡は見当たらない上、申立人が所持する年金手帳にも国民年金の加入記録は記載されていないことを踏まえると、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、区役所は納付書を発行することはできず、申立人は、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立期間は9年3か月の長期にわたっており、申立期間のすべてにおいて各区役所及び各管轄社会保険事務所（当時）が申立人の国民年金の加入及び納付記録を誤ることは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1995

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで
申立期間当時、実家が自営業をされており、会社を退職後間もない時期に、お客さんとして来ていた集金人に勧誘されたので、国民年金に加入した。
国民年金保険料は、その集金人に毎月現金で手渡していた。
申立期間の国民年金保険料についても、納付していたと思うので、納付されていないとの記録に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びA市役所が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 4 月 18 日に払い出され、国民年金手帳が同年 4 月 19 日に交付されていること、及び申立人は 46 年 4 月 1 日にさかのぼって被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、集金人により国民年金保険料を納付した旨を主張しているところ、申立人が所持する国民年金手帳により、申立期間直後の保険料は、昭和 47 年 5 月 22 日に初めて納付されていることが確認でき、この時点では申立期間は、現年度納付の納付期限を経過していることから、集金による方法では保険料を収納することができない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1996（事案 449 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から8年7月までの国民年金保険料については、一括して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から8年7月まで

申立期間については、平成5年8月ごろに3か年分の国民年金保険料をA町役場（現在は、B市）で一括して前納した記憶があるので年金記録の訂正を行うよう、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、同委員会から送付された20年9月18日付けの「年金記録に係る確認申立てについて（通知）」では、申立期間のうち、5年8月から7年1月までの国民年金保険料は納付されていることが確認できること、及び同年2月から8年8月までの間は厚生年金保険被保険者期間であることが確認できること等の理由により、申立ては認められなかった。

今回、国民年金保険料を前納した時期を平成6年7月に訂正し、納付した保険料についても金額を訂正して再度申立てを行うもので、間違いなくA町役場で一括して保険料を前納しており、同通知内容には納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険事務所（当時）の申立人に係る国民年金保険料収納記録及び厚生年金保険被保険者記録により、申立期間のうち平成5年8月から7年1月までの国民年金保険料は現年度納付及び過年度納付により納付されていることが確認できるとともに、同年2月から8年8月までの間は厚生年金保険被保険者期間であることが確認できること、及び国民年金保険料の前納は制度上、3か年分の国民年金保険料を一括して前納することはできないことなどとして、既に当委員会の決定に基づき20年9月18日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、国民年金保険料を前納した時期を平成6年7月26日に訂正するとともに、新たな資料として申立人の銀行振込口座の預金取引明細書を

提出して再度申し立てしているところ、申立人が保険料を前納したとする同年7月26日の時点において、申立期間のうち5年8月から6年3月までの期間は現年度納付の納付期限を経過しており、A町役場において納付することはできない期間であり、また、7年4月から8年3月までの期間は、納付すべき国民年金保険料額が確定していない時期であることから当該期間の国民年金保険料を前納することはできなかつたことを考慮すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を一括してA町役場で納付できたとは考え難い。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を一括して納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1997

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年4月から15年6月まで
高校生の時に病気になり、平成14年2月ごろにA市B区役所で相談をして、障害基礎年金の認定を受けるため、国民年金に加入した。

国民年金の納付記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料は未納の記録とされているが、申立期間については、保険料の申請免除の手続きを行い、国民年金保険料免除申請書(控)も所持しているため、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金保険料免除申請書(控)の備考欄に「平成14年2月に障害基礎年金の申請を行い、15年8月に認定された。」との記載があることから、当該申請書は、少なくとも平成15年8月以降に作成されたものと考えられるところ、申立期間当時、平成14年度及び15年度の申請免除の手続きは、各年6月までに行わなければならない制度であったため、申立人が平成15年8月以降に当該申請書を提出したとしても受領されなかった可能性が高い。

また、申立人は、当該免除申請書(控)を平成14年又は15年にC社会保険事務所(当時)に郵送したと主張しているが、当該免除申請書(控)には、当該社会保険事務所の受領印が押されていない上、現在のD年金事務所において確認しても、当該免除申請書が提出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1998

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 53 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 53 年 5 月まで

私は、申立期間当時はA市B区（現在は、A市C区）に住んでおり、昭和 50 年初めに、夫に外国転勤の内示があり、国民年金保険料の集金に来ていた女性に尋ねたところ、「納付は一応止めておいて、帰国後、また加入したら良い。」と言われたので集金を止めてもらった。

ところが、外国行きがなくなり、昭和 51 年 3 月にD地に転勤することとなり、その後、53 年 6 月ごろ、近所の人と社会保険事務所（当時）に、国民年金への再加入手続に行った。その際に、職員から「停止期間中の国民年金保険料額はこれです。」と言われるままに現金で支払うと、手続をして国民年金手帳を返してくれた。その時、なぜ領収書をくれないのかと思ったが、役所の手続だから間違いないと思いそのまま帰宅した。

このたび、年金記録問題が発覚し、私の国民年金手帳を見ると約 3 年間で未加入期間となっている。古い話なので証拠書類もないが、もしかしたらあの社会保険事務所で同様の横領的な事件が起きているかもしれない。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が国民年金の任意加入手続をした昭和 48 年 1 月に払い出されており、それ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が所持する国民年金手帳によると、50 年 4 月 3 日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失後、53 年 6 月 29 日に同任意加入被保険者資格を再取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、社会保険事務所職員による横領があったのではないかと供述しているものの、申立期間当時、E社会保険事務所（当時）での横領事件は確認できない上、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間の保険料額と乖離^{かいり}しているなど、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付状況の記憶は定かではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1999

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から38年3月まで

国民年金の裁定請求の時に、申立期間が未納であると言われたが、私は、申立期間当時、A県B町（現在は、C市）に住んでおり、昭和38年2月か、3月ごろ、B町役場の50歳代の人が国民年金保険料の集金に来たので、母が未納になっていた私の昭和36年度分及び37年度分の国民年金保険料を支払った。

申立期間当時、集金に来た人が国民年金手帳の記録欄に納入印を押さず、割印だけ押して控えを切り取って持ち帰られたことに対しては、不安はなかった。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年6月に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情はうかがわれないことから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間のうち、36年11月から37年3月までの期間は、時効により国民年金保険料をさかのぼって納付することができない期間である。

また、申立人が所持している国民年金手帳は、昭和39年7月7日にB町で発行されており、昭和38年度及び39年度の国民年金印紙検認記録欄には、それぞれ昭和39年12月28日及び41年1月11日に過年度納付したことを示す「現納」のスタンプが押されているとともに、両年度の国民年金印紙検認記録台紙に割印が押されて回収されていることが確認できるものの、昭和36年度及び37年度の同検認記録欄には検認印及び同スタンプが押されないまま回収されていることから、申立期間について国民年金保険料は未納であったと推認

される。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無い上、申立人は国民年金保険料の納付等に直接関与しておらず、申立期間における国民年金保険料の納付状況等は不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から同年 12 月まで

私は昭和 56 年 4 月に会社を退職して A 市から現住所である B 市 C 区に移転した。職場を辞めたとき妊娠 6 か月だったが、住民票の異動手続を当時の B 市 D 区役所で行った際に、出産するために国民健康保険と国民年金への加入手続を行った。すでにお腹が大きくて仕事もできない状態だったので、申し訳なかったが保険料の免除申請をして了解の通知ももらったので安心していった。

昭和 56 年 * 月に出産したが、保育園では子供を 57 年 4 月からしか預かってもらえなかったもので、子供が生後 6 か月になった時に保険会社に就職し、それ以降は厚生年金保険に切り替えることができた。

年金手帳は 2 冊持っていたが、10 年ほど前に 1 冊は処分し新しい方のみを持っている。申立期間を申請免除期間に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 57 年 2 月に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、B 市 D 区から同市 C 区に移管された国民年金被保険者名簿にある受付年月日の欄には、同年 2 月 26 日に E 県から転入との記載があり、申立人は同日に B 市 D 区役所で国民年金への加入手続を行い、その時点で 56 年 4 月 1 日までさかのぼって国民年金強制加入被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立人は 57 年 2 月に国民年金の加入手続を行ったと推認され、申立人の供述する国民年金への加入手続時期とは符合しない。

また、昭和 60 年改正前の国民年金法では、該当する被保険者からの申請があったときは、申請のあった日の属する月前の直近の基準月から申請免除期間

とすることとされていたところ、申立人が国民年金への加入手続を行うと同時に保険料の免除申請を行ったことから、直近の基準月である 57 年 1 月から申請免除期間とするという規定どおりの取扱いが行われ、申立期間については国民年金保険料を免除することができなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 2001

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 2 年 3 月まで

私は、昭和 63 年 3 月末に会社を退職してから国民年金の納付書が送られてくるようになったので、保険料は毎月約 1 万数千円だったと思うが、母に頼んで市役所か銀行で納付していた。

ちゃんと保険料を支払っていたはずなのに、20 年前に未納期間があることに驚いている。当時の領収書等は保管していないが、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 6 年 12 月に A 県 B 市で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により国民年金保険料をさかのぼって納付することもできない期間である。

また、申立人は、会社を退職した後、国民年金の加入手続を行った記憶はないとしているにもかかわらず納付書が送付され、国民年金保険料として 1 万数千円を市役所又は銀行で納付していたと供述しているが、申立期間は、国民年金の加入手続を行うことなしに納付書が送付されることはない上、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間当時の保険料額と乖離^{かいり}しているなど、申立人の申立期間に係る納付状況の記憶は定かではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月から6年3月まで

平成5年*月に60歳になって、国民年金の資格を喪失したが、6年に、65歳まで国民年金に任意加入でき、さらに、過去2年までさかのぼって保険料を納付できることを知り、A市役所に確認した後、夫がB社会保険事務所（当時）で国民年金への加入手続と申立期間の保険料をさかのぼって納付してくれ、手続が完了した旨の電話連絡を夫から受けた。納付した金額は、十数万円だったと思う。

その後、社会保険事務所（当時）から納付書が送られてきて、65歳まで保険料を納付していたので、60歳から65歳まで未納が無いと思い、年金記録を確認したところ、申立期間が未納となっていることに驚いた。社会保険事務所に確認したら、60歳以上の場合、任意加入となり、さかのぼって納付できないと言われた。

しかし、間違いなく夫が、社会保険事務所で私の任意加入手続を行い、さかのぼって保険料を納付し、領収書も受け取った旨の連絡を夫から受けたので、未納となっていることに納得がいかない。夫は平成21年1月に亡くなっており、その時もらった領収書も見当たらないが、保険料を支払ったはずなので申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年*月に60歳に到達したことにより国民年金第3号被保険者資格を喪失するとともに、オンライン記録では、6年4月26日に国民年金任意加入被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の任意未加入期間となり、制度上、さかのぼって国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、社会保険事務所での国民年金の加入手続及び保険料の納付は申立人の夫が行い、申立人は直接関与していないとしており、申立期間に係る保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 2003

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 12 月から平成元年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月から平成元年 4 月まで

20 歳になってから結婚するまでA市B区に在住していた。この間、57 年 5 月から 63 年 4 月まで嘱託で芸術関係の教室の講師として働いた。

平成元年 4 月 * 日の結婚式後は同市B区内に転居した。同年 5 月 * 日に婚姻届の際にA市B区役所で国民年金の加入手続を行ったところ、窓口の担当者に「結婚前の国民年金保険料が納付されていない。」と言われ、申立期間について全額を納付した憶えがある。このことを今回の申立ての際に年金事務所の職員に言ったところ、加入手続の時点でさかのぼって納付できるのは3年間と言われたので納付したのは3年間分であったかもしれない。

さかのぼって納付できると言われ何年分かの保険料を納付したのは間違いなので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 8 月ごろに払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料が高額となるにもかかわらず納付額を記憶しておらず、さかのぼって納付したとする期間及び納付方法についても曖昧であるなど、申立人の国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 20 日
② 平成 17 年 7 月 20 日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受けていたので、申立期間に係る標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した「賞与集計一覧表」（賞与支給明細書の集計表）により、両申立期間に係る賞与が支給されていたことは確認できるが、当該賞与額に相当する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことがあわせて確認できる。

このことについて、A社は、「賞与集計一覧表と当社で保管する賃金台帳の記載内容には相違が無く、保険料控除はされていない。」と回答している。

このほか、両申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 20 日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受けていたので、申立期間に係る標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した「賞与集計一覧表」（賞与支給明細書の集計表）により、申立期間に係る賞与が支給されていたことは確認できるが、当該賞与額に相当する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことがあわせて確認できる。

このことについて、A社は、「賞与集計一覧表と当社で保管する賃金台帳の記載内容には相違が無く、保険料控除はされていない。」と回答している。

このほか、申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 20 日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受けていたので、申立期間に係る標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した「賞与集計一覧表」（賞与支給明細書の集計表）により、申立期間に係る賞与が支給されていたことは確認できるが、当該賞与額に相当する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことがあわせて確認できる。

このことについて、A社は、「賞与集計一覧表と当社で保管する賃金台帳の記載内容には相違が無く、保険料控除はされていない。」と回答している。

このほか、申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 63 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 20 日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受けていたので、申立期間に係る標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した「賞与集計一覧表」（賞与支給明細書の集計表）により、申立期間に係る賞与が支給されていたことは確認できるが、当該賞与額に相当する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことがあわせて確認できる。

このことについて、A社は、「賞与集計一覧表と当社で保管する賃金台帳の記載内容には相違が無く、保険料控除はされていない。」と回答している。

このほか、申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 63 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 20 日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受けていたので、申立期間に係る標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した「賞与集計一覧表」（賞与支給明細書の集計表）により、申立期間に係る賞与が支給されていたことは確認できるが、当該賞与額に相当する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことがあわせて確認できる。

このことについて、A社は、「賞与集計一覧表と当社で保管する賃金台帳の記載内容には相違が無く、保険料控除はされていない。」と回答している。

このほか、申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 51 年 4 月 1 日まで

A社B所に勤務していた期間における厚生年金保険の記録が脱退手当金支給済みとなっているが、脱退手当金については、制度自体を知らなかった上、請求もしていなければ受け取った記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「C県 脱」の表示が確認でき、当該脱退手当金支給決定日より1週間前の昭和54年1月25日に、婚姻後の現姓への氏名変更届が処理されていることが確認できる上、支給金額も法定支給額とほぼ一致しており、一連の事務処理に不自然さはない。

また、D年金事務所には、申立てに係る厚生年金保険脱退手当金裁定請求書（提出日：昭和53年12月9日）が保存されており、申立人が自署したと思われる署名、押印、申立人名義の振込口座が確認できる上、後々、老齢年金及び障害年金等を請求することになる場合に不利益が出ることについて、社会保険事務所（当時）から説明を受け、了承した旨の署名及び押印（昭和53年12月9日付け）が確認でき、さらに、通常、申立人しか持ち得ない「昭和51年分の退職所得の源泉徴収票」が上記裁定請求書とともに保管されていることなどから判断すると、申立人自身が脱退手当金の請求を行ったものと認められる。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年ごろから32年8月ごろまで

昭和29年に自動車運転免許を取得し、30年ごろ、A社B事業所に運転手として採用され、32年9月にC社に入社するまでの期間において、毎日、A社B事業所からD社の倉庫に出向き、E区の商店などに商品を配送する業務に従事していた。

昭和31年に長女が生まれた時は、A社の健康保険に加入していたと記憶している。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B事業所に勤務していた時に撮影されたとする写真及び申立人の業務内容に関する申立内容等から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社では、「申立てどおり、厚生年金保険被保険者資格の取得届を行ったか、申立人に係る厚生年金保険料を納付したかは不明である。推測ではあるが、当時、運転手等は臨時作業員として雇用され、相当期間を経て本採用となり、厚生年金保険の加入手続を行っていたようであり、本採用となるまでの期間は一律ではなかったようだ。」と回答している上、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員のうち複数の者が、「入社後、試用期間があり、その間は厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しているところ、当該従業員らについて、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得日は、当該従業員がそれぞれ記憶している入社日と一致していないことが確認できることから

判断すると、申立期間当時、A社B事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、申立人が記憶している同僚と思われる従業員は、既に死亡しており、前述の複数の従業員に照会したが、申立人を記憶しているとする一人も申立人の勤務時期について明確な記憶は無いなど、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等を確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 26 日から同年 5 月 1 日まで

新しく設立するというA社（現在は、B社）に就職が決まり、同じ社長が経営するC社へ、高等学校在学中から実習に行っていた。高等学校卒業後も引き続き同社で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社において厚生年金保険被保険者の資格を取得する以前は、C社で勤務していた。」と供述しているものの、申立人が卒業した高等学校に保管されている申立人に係る就職先の記録には、名称は一部異なるがB社と記載されていること、申立人のA社における雇用保険の被保険者記録、及び複数の同僚の供述から判断して、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿において、A社は、昭和 43 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A社が設立された当時のことを知る複数の者から、当該事業所は、C社をはじめとするD社等の複数の業者及び個人からの共同出資により設立しており、C社とA社の代表者は同一人であったものの、両社の経理は別々に行われていたことがうかがえる供述が得られることから判断すると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなかった申立期間当時、C社において、A社の従業員の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考えにくい。

さらに、A社は、商業登記簿謄本において昭和 43 年 2 月 9 日に設立されていることが確認でき、同僚の供述から判断すると同年 4 月 1 日に業務を開始し

ていることが推認できるものの、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当する事務手続が遅れたことをうかがわせる同僚の供述があるところ、C社及びA社の両社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、C社からA社へ異動したとされる、申立人を含む5人の同僚全員は、同年3月26日にC社で厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった同年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、D社及びA社の両社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、D社からA社へ異動したとされる同僚一人も、同年4月1日にD社で厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年5月1日にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、B社においては、申立期間当時の資料は保管されておらず、申立期間の厚生年金保険料の控除等について確認することができず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、オンライン記録により、C社での勤務が確認できず、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和43年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる3人の同僚（当時の経理担当者を含む。）は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年4月1日から18年5月まで

A社（現在は、B社）C所に入社し、同社養成所において半年間、同社製造工場において半年間勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA社C所養成所当時に撮影されたとする写真及びA社C所の回答から判断すると、申立人は、申立期間においてA社C所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社C所では、厚生年金保険（当初は労働者年金保険）制度開始以前から、独自に年金事業を行っており、正社員については、入社後直ちにD共済組合（現在は、E共済組合）に強制加入することとされていた上、昭和17年6月の労働者年金保険法施行の際には、D共済組合の組合員であった者は、労働者年金保険法の適用除外申請を行うことにより、引き続き組合員の資格を有することができ、E共済組合は「この取扱いに例外は無かった。」と供述していることから判断すると、申立人は、D共済組合の組合員としての資格を取得し、労働者年金保険法施行後も引き続きD共済組合の組合員として取り扱われていたものと考えられる。

また、上記の取扱いは、昭和23年8月に廃止され、同年8月以降も申立事業所に勤務する者は、厚生年金保険に移行しているものの、申立人は、上記の取扱いが廃止される前である18年5月19日に退職しており、A社の共済組合規則によれば、D共済組合から脱退して養老年金又は廃疾年金を受ける権利を

有せざる場合には脱退手当金を支給することと定められているところ、A社C所では、「申立人は当社を退職する際に脱退手当金を受給しているはずである。」と回答している。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、A社C所においても、同社が保管する厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は無いと回答している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2290 (事案 1393 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年12月1日から32年12月1日まで

昭和30年2月から36年9月までの期間においてA社B礦業所に坑内員として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では申立期間のみが坑外員とされているので、年金記録の訂正を年金記録確認第三者委員会に申し立てたものの、同僚から供述が得られないなどとして認められなかった。

新たな証拠は無いが、当時の人事部長及び前回申立て時とは別の同僚の名前を思い出したので、再度調査を行い、申立期間を厚生年金保険の第3種被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社が作成した「被保険者台帳」には、申立人の厚生年金保険の被保険者種別は、昭和30年2月24日に第3種被保険者、31年12月10日に第1種被保険者、32年12月9日に第3種被保険者と記載されていること、ii) 適用事業所名簿から申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認でき、事業主及び年金事務担当者は既に死亡していることから供述を得ることができない上、申立人が名前を挙げた3人の同僚からも、申立期間において申立人が坑内員として勤務していたことに係る供述は得られないことなどから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険第3種被保険者としての保険料控除の事実について確認することができないことなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年10月1日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は同僚からの供述が得られないことのみをもって年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知は納得できないとして、申立事業所に

係る当時の人事部長及び申立人が労災事故に遭った際と同僚の名前を挙げて再度の申立てを行っているが、当時の人事部長は既に死亡しており、また、名前を挙げた同僚は連絡先が不明であることから、申立人の申立期間における厚生年金保険第3種被保険者としての厚生年金保険料の控除に関する供述を得ることができない。

また、申立人は、「労災事故で3か月間ほど入院し療養していた。障害等級の第14級に認定され、補償金を給付してもらった記憶がある。」と供述しているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、連絡を取ることができた者に照会した結果、採炭員であったとする一人は、「坑内員が事故に遭った^{けが}り怪我をしたりした時は、会社が厚生年金保険及び労災関係の手続を行っていた。」、坑内救護隊員であったとする一人は、「1か月から2か月程度の怪我^{けが}で軽傷の場合は坑内員名義のまま坑外で業務に従事することはあったが、元の職種に戻れないような大きな怪我^{けが}のときは会社が坑外員としての取扱いにしていた。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所が申立人の怪我^{けが}の状況を勘案した上で、第3種被保険者から第1種被保険者への種別変更を行ったことがうかがえる。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事実は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険第3種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2291（事案 1214 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月 1 日から 32 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、A社における申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い旨の回答があった。

同社に昭和 28 年 7 月に入社し、34 年 2 月 1 日に退職するまでの期間において継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったところ、同委員会から、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認められないとの通知を受け取ったが、同通知に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、法人登記簿謄本の記録により、A社が昭和 28 年 1 月 12 日に設立されていることが確認できること及び申立人の供述から、申立人が申立期間において当該事業所で勤務していた可能性がうかがえるものの、i) 適用事業所名簿によると、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは 32 年 1 月 1 日であり、申立期間において申立事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、事業主及び同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日も申立人と同じく申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった日付と同一であることが確認できること、ii) 申立事業所の業務を承継したB社に照会したところ、同社では、申立期間当時の関係資料を保管しておらず、同僚は連絡先が不明であるか死亡しており供述を得ることができないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない

ことなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 8 月 5 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上記の通知に納得できないとして再申立てを行っているが、申立人から年金記録の訂正につながる新たな資料及び事情が得られず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 4 月から 29 年 8 月まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を得た。
申立期間は、A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社の所在地及び業務内容に関する具体的な供述内容並びに同僚の供述及び同社に係る閉鎖登記簿謄本から判断すると、申立期間当時、申立事業所が実在し、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

また、適用事業所名簿により、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことの記録は確認できないところ、B市に所在したC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立事業所の元事業主及び元役員については厚生年金保険の被保険者記録が確認できるとともに、申立人の記憶する同僚の一部についても同様に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、前述の被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち連絡の取れた一人は、「私はC社で採用され、後にD市の申立事業所へ異動した。」と供述していることから判断すると、C社は申立事業所の関連会社であり、申立事業所に勤務していた従業員の厚生年金保険については、C社において加入させる取扱いであったことがうかがえる。

しかしながら、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の記憶する同僚8人のうち、4人の同僚について厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、当該被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者

記録が確認できる前述の同僚がB市に所在したC社で採用されたと供述している一方、当該4人の同僚は、申立人及び同僚の供述によるとD市に所在した申立事業所で採用された可能性が高いことから判断すると、C社においては、当時、すべての従業員を必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、当該被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、適用事業所名簿によると、C社は、昭和28年7月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の関連資料は見当たらず、当時の事業主の供述も得られないことから、申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。
申立期間は、友人二人と一緒にA社に入社し、運送業務に従事していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の友人である同僚一人が、申立期間に申立人と一緒にA社に勤務していたと供述していることから判断すると、申立人が申立事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等の関連資料を保存していない上、当時の事業主は死亡しており、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に聴取しても申立人を記憶している者はいないことから、申立期間における申立人の勤務状況、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述が得られない。

また、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立事業所が加入しているB健康保険組合は、申立期間当時の健康保険の被保険者記録を保存していない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と一緒に勤務していたとする同僚の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから判断すると、当時、申立事業所では、すべての従業員について必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に聴取したところ、当時、申立事業所では試用期間があったと供述していることから判断すると、申立事業所では、すべての従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、当該被保険者名簿において、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、申立事業所と同一企業グループであるC社及びD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月から 36 年 3 月まで

A社B支店に営業担当として勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した陸上に係る新聞記事において、「A社B支店」の走者として申立人の名前が確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、申立事業所の事業を承継しているC社では、「申立人に係る関係資料は保存しておらず、申立内容を確認できないが、申立期間当時、営業担当は、歩合給で、入社と同時に厚生年金保険に加入させてはおらず、営業成績や勤続期間など一定の基準を満たした者を厚生年金保険に加入させていたようだ。」と回答している上、A社B支店、及び同社の支店等を統括していた同社D地方部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚4人は、それぞれ、「申立人の名前に記憶があるが、具体的な勤務期間などは分からない。当時、社員には等級があり、営業担当の場合、入社後3か月間は完全歩合給で、その後、営業成績に応じて昇級したが、一定の成績を挙げないと社会保険には加入できない制度だった。」、「営業担当は、給与が歩合制で、一定の営業成績を挙げて資格を満たした者しか社会保険に加入させていなかった。」、「申立人の名前に記憶があるが、具体的な勤務期間などは分からない。営業担当は給与が歩合制で、支店長などの管理職経験者以外については、社会保険に加入していなかったような気がする。」、「営業担当は歩合給で社会保険には加入していなかったよ

うな気がする。」と供述していることから判断すると、当時、A社B支店では、すべての従業員について必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、A社B支店及び同社D地方部の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、当該被保険者名簿において、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 1 日から 23 年 6 月 1 日まで

昭和 21 年 4 月 1 日に A 社（現在は、B 社）本社に入社し、1 年後に同社 C 支店に転勤したが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社では、「昭和 19 年の設立時からの社員番号登録台帳が保管されているが、申立人の在籍記録は確認できない。」と回答している上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 4 人は、それぞれ、「申立人が D 社で勤務していたことは記憶しているが、申立事業所で一緒に勤務していた記憶は無い。」と供述しているほか、「私は、A 社本社経理担当課において、戦前から昭和 23 年 4 月までの期間において勤務していたが、申立人に係る記憶は無い。私の場合、入社と同時に厚生年金保険には加入させてもらえていないようだ。」、「申立人が D 社で勤務していた記憶はあるが、申立事業所で勤務していた記憶は無い。」、「申立人に係る記憶は無く、厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述していることから、申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が A 社 C 支店の工務担当等において勤務していたとする同僚らについて、いずれも厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、A 社におけ

る厚生年金保険の被保険者記録は確認できないほか、同社本社及び同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、当該被保険者名簿において、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考え難い。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

なお、申立期間直後に申立人の厚生年金保険の被保険者記録が確認できるD社について、B社は「当社の関連会社ではない。」と回答しており、同社に係る商業登記簿によれば、同社は昭和22年7月1日に設立され、49年12月3日に解散しているが、申立人は、申立期間中の22年10月31日に同社の取締役就任していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。